

日本ヘルスプロモーション学会 規則

平成 15 年 11 月 15 日 理事会議決

日本ヘルスプロモーション学会（以下「本会」という）の運営に関しては、会則に定めるもののほか、会則第 43 条の規定により定められた、本規則によるものとする。

第 1 章 会 費

第 1 条（会費の納付方法）

会費は、前納とする。

- 2 年度途中で資格を変更した会員は、前納した会費との差額を支払うものとする。
- 3 年度途中で入会する者は、当該年度の会費の全額を納付するものとする。

第 2 条（会費及び入会金の額）

会費の年額は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

- (1) 正会員である個人 5,000 円
- (2) 学生会員である個人 1,000 円
- (3) 賛助会員 一口 10,000 円とし、一口以上とする。

2 正会員及び学生会員は、入会時に以下に定めた入会金を必要とする。

- (1) 正会員である個人 1,000 円
- (2) 学生会員である個人 500 円

3 国外に在住する会員からは、会費のほかに配布する刊行物の送料として、理事会で適当と認めた金額を徴収することができる。

第 3 条（会費の免除）

名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第 2 章 委員会

第 4 条（常置委員会）

本会の会務を執行するため、以下の常置委員会を設置する。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 学術事業委員会

- (3) 情報委員会
- (4) 国際委員会

- 2 常置委員会は、会員をもって組織する。
- 3 常置委員会の委員長は、原則として会長以外の理事の中から理事会が選任する
- 4 理事以外の者を委員長に選任した場合、委員長は理事会に出席して、意見を述べる事ができる。ただし、表決には加わらない。
- 5 常置委員会の委員及び委員長の任期は、原則として3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 常置委員会には、必要に応じ、研究部会を設けることができる。研究部会の組織および委員の任期は、常置委員会の委員長の発意により理事会の承認を得るものとする。

第5条（特別委員会）

本会の目的を達成するために特に必要な場合、理事会は期間を限って特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員長は、会員の中から理事会が選任する。
- 3 特別委員会の委員長は、理事会の求めにより、委員会の運営について理事会に報告しなければならない。
- 4 特別委員会の委員は、委員長が選任する。ただし、特に必要がある場合は、会員外の専門家を委員に加えることができる。
- 5 特別委員会の委員および委員長の任期は、設置の都度理事会が定める。

第6条（受託等に係わる調査委員会）

本会の目的を達成するため、調査を受託する場合等においては、理事会は調査委員会等を設置することができる。

第3章 雑則

第7条（英文の名称）

この会の名称は、英文では、**Japanese Society of Health Promotion** とする。

第8条（規則改正）

本規則の改正は評議員会の議決により行い、総会の承認を得るものとする。

- 2 本規則に定めのない事項で、本会の運営に必要と認められる事項は、理事会に諮って、これを定める。

付則

- 1 本規則は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 本規則の施行の日において設置されている、常置委員会の委員および委員長の任期は、第 4 条の規程にかかわらず平成 17 年 7 月までとする。
- 3 本規則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。(改正 平成 22 年 12 月 11 日総会)